

預けて安心！

自筆証書遺言書保管制度



あなたの大切な遺言書を法務局(遺言書保管所)が守ります



←詳しくは裏面へ

遺言者の手続

遺言書の保管の申請

- 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越しください。
- 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。



保管の申請に必要なもの

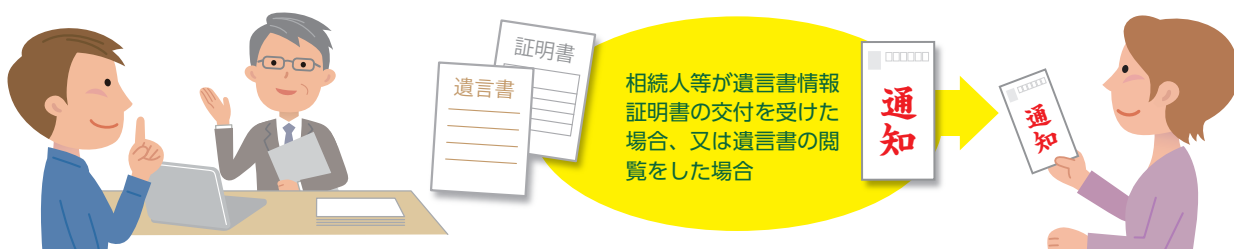
- ご自身で作成した遺言書
- 申請書
- 添付書類
(本籍の記載のある住民票等)
- 本人確認書類
(マイナンバーカード・運転免許証等)
- 手数料 (3,900円)

※申請書の様式は、法務省 HP
(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)
からダウンロードできます。また、法務局の
遺言書保管所窓口にも備え付けられています。

遺言者が亡くなられた後の手続

相続人等は、遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の閲覧をすることができます。

遺言書が法務局において保管されていることを、その他の相続人等に通知します。



検認不要

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

自筆証書遺言書保管制度の手続には予約が必要です

法務局手続案内予約サービス (専用HP)

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

法務局手続案内予約サービス

検索



| | |
|----------------|---------------|
| 松山地方法務局 供託課 | ☎089-932-0888 |
| 松山地方法務局 大洲支局 | ☎0893-50-5055 |
| 松山地方法務局 西条支局 | ☎0897-56-0188 |
| 松山地方法務局 四国中央支局 | ☎0896-23-2407 |
| 松山地方法務局 今治支局 | ☎0898-22-0855 |
| 松山地方法務局 宇和島支局 | ☎0895-22-0770 |

自筆証書遺言書保管制度について詳しくは

法務局における自筆証書遺言書保管制度について (法務省HP)

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

自筆証書遺言書保管制度

検索

